

# しまね障がい者就労応援企業認定要綱

## 第1条 目的

障がい者雇用及び障害者就労支援事業所に対する発注を推進し、障がい者がいきいきと働ける社会づくりに積極的に取り組んでいる企業を「しまね障がい者就労応援企業」として県が認定し、障がい者の賃金・工賃水準を向上させることを目的とする。

## 第2条 定義

この要綱において「障がい者」、「法定雇用率」、「障害者就労支援事業所等」及び「重度障害者多数雇用事業所」とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 「障がい者」とは、障害者自立支援法第4条第1項における障害者をいう。
- (2) 「法定雇用率」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第9条における障害者雇用率をいう。
- (3) 「障害者就労支援事業所等」とは、障害者自立支援法第36条により就労継続支援サービス事業所の指定を受けた事業所、旧身体障害者福祉法第31条における身体障害者授産施設及び身体障害者福祉工場、旧知的障害者福祉法第21条の7における知的障害者授産施設、旧精神保健福祉法第50条の2における精神障害者授産施設及び精神障害者福祉工場をいう。
- (4) 「重度障害者多数雇用事業所」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第22条第1項第1号における重度身体障害者又は知的障害者である労働者を多数雇用する事業所をいう。

## 第3条 認定の対象

この要綱において認定の対象となる企業は、活動拠点が県内に存在し、主に県内において事業活動を行う法人及び個人事業主とする。

しまね障がい者就労応援企業として認定を受けた企業の呼称は「しまね ゆめいくカンパニー」とする。

## 第4条 認定基準

しまね障がい者就労応援企業の認定基準は、以下のとおりとする。

- (1) 法定雇用率の2倍を達成している企業。ただし、従業員数55名以下の企業にあつては障害者を2名以上雇用している企業。
- (2) 直近1年間において、障害者就労支援事業所等からの商品・サービスの購入金額が120万円以上の企業。
- (3) 直近1年間において、重度障害者多数雇用事業所からの商品・サービスの購入金額が600万円以上の企業。

## 第5条 申請

しまね障がい者就労応援企業の認定を受けようとする企業は、しまね障がい者就労応援企業認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、認定申請を行うものとする。

## 第6条 審査

知事は、前条の申請を受理したときは、認定基準を満たしているか審査を行う。また、審査にあたり必要と認められるときは、聞き取り調査を実施する。

## 第7条 認定等審査

知事は、前条による審査の結果、認定基準を満たしている企業をしまね障がい者応援企業に認定する。

- 2 知事は、前項の規定により認定したときは、認定企業に対し認定証を交付する。
- 3 認定の有効期間は、認定した日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

## 第8条 県の支援

知事は、認定企業に対し、次の支援を行う。

- (1) 県のホームページにおいて認定企業を公表するとともに、広報誌等により障がい者支援の取組内容などを紹介し、認定企業のPRに努める。
- (2) 広告、商品、求人広告などへのマーク・ロゴの使用を認める。
- (3) 島根県中小企業制度融資において特別融資（人にやさしい環境整備支援資金）の対象とする。
- (4) 島根県が発注する建設工事、庁舎の清掃業務・警備業務、物品の売買・借入れ及び製造の請負等に係る競争入札に参加する場合に配慮を行う。

## 第9条 届出の変更

認定企業は、企業の住所または名称に変更があった場合には、しまね障がい者就労応援企業認定変更届書（様式第2号）に認定証を添付し、速やかに知事に届け出なければならない。

## 第10条 認定の取消し

知事は、認定企業が第4条に定める認定基準を満たさなくなった場合は、認定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により認定の取消しを受けた企業は、速やかに認定証を返納するものとする。

## 第11条 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

しまね障がい者就労応援企業（しまね ゆめいくカンパニー）認定申請書

平成 年 月 日

島根県知事 様

申請者 住所  
名称  
代表者氏名

㊟

しまね障がい者就労応援企業認定要綱第5条の規定により認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

I 企業の概要

名称	
所在地	〒 TEL FAX
業種	
ホームページ、 メールアドレス	

II 認定要件（該当するものを記入）

障がい者多数雇用	障害者就労支援事業所等 からの物品購入	重度障害者多数雇用事業 所からの物品購入
常時雇用労働者数 名 (うち障がい者雇用数 名) 平成 年 月 日現在	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 において 円	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 において 円

重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって障がい者2人を雇用しているものとみなされます。

また、重度身体障害者又は重度知的障害者に限り、短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）についても、それぞれ1人の障がい者を雇用しているとみなされます。

III 企業からの一言（障がい者の就労支援に対する企業のお考えをお書きください）

IV 添付資料

- ・障害者雇用状況報告書の写し（個人情報秘匿したもの）
- ・障害者就労支援事業所等、重度障害者多数雇用事業所からの購入額に係る資料
- ・その他認定要件を確認する資料

様式第2号（第9条関係）

しまね障がい者就労応援企業（しまね ゆめいくカンパニー）認定変更届出書

平成 年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者氏名 ㊞

しまね障がい者就労応援企業認定要綱第9条の規定により、下記のとおり認定内容の変更を届け出ます。

記

I 認定番号 第 号

II 認定年月日 平成 年 月 日

III 変更内容

変更前	変更後